

★ News 医療保険制度の改正 → OTC類似薬、後期高齢者医療制度など

令和8年5月「健康保険法の一部を改正する法律」が成立し、6月5日公布されました。この法改正により、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じての給付と負担についての見直しが行われました。

## 【今回の医療保険制度改正のポイント】

## ■ OTC類似薬の患者負担

※実施時期＝令和8年度中

- ・ OTC医薬品＝薬局やドラッグストアで処方箋なしで購入できる。保険適用なく全額自己負担
  - ・ OTC類似薬＝医師の処方箋で調剤される「医療用医薬品」だが、OTC医薬品と成分・機能が類似
- ＜現状＞ 保険適用あり。OTC類似薬 77成分・約 1100品目



- ・ 改正により、OTC類似薬については薬剤費の4分の1を「特別料金」として、自己負担する。
- ・ 「特別料金」の適用除外…子ども、癌、難病、慢性疾患など配慮措置を検討する。

## ■ 後期高齢者医療制度 → 金融所得(上場株式の配当等)の把握・反映へ

- ・ 後期高齢者医療制度＝75歳以上の人を対象とし、窓口負担は所得に応じて1～3割負担する。

＜現状＞ 金融所得は、確定申告の有無によって、負担割合・保険料が変わる。

- ・ 年金、給与所得、不動産所得などは → 窓口負担・保険料に反映できる。
- ・ 金融所得 → 確定申告する場合 → 市町村は所得把握可能 → 窓口負担・保険料に反映できる。
- ↳ 確定申告しない場合 → 市町村は所得把握が不可能 → 窓口負担・保険料に反映しない。



- ・ 改正により、確定申告の有無にかかわらず、窓口負担割合・保険料の判定に、金融所得も含めて判定することで、不公平を解消する。(非課税のNISAは対象外)
- ・ 対象となる金融所得は、金融機関等が提出する法定調書を活用して把握する。
- ・ 改正法公布後5年以内(国・自治体のシステム改修等に相応の期間)の政令で定める日から施行。

★ News 令和8年分『路線価』・5年連続上昇

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる令和8年分の「路線価」(1月1日時点)を公表しました。全国約31万地点の標準宅地(1㎡当たりの価格)の平均は、前年比2.9%増、5年連続の上昇となりました。都道府県別の上昇率は東京が前年比9.4%増と最大、各県庁所在地の最高路線価も35年ぶりに下落はなく、愛知の上昇率は2.2%増、三重0.3%増、岐阜は横ばいでした。

※ 路線価(国税庁・7月公表)＝土地の相続税や贈与税の算定基準となる。(公示地価の80%程度)

※ 公示地価(国土交通省・3月公表)＝路線価の目安・固定資産税の評価基準。土地取引価格の指標となる。

★ News 「カスタマーハラスメント」対策の義務化

10月1日から

社会問題となっている職場における顧客・取引先等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)について、令和元年「労働施策総合推進法」が改正され、カスタマーハラスメント防止のため雇用管理上必要な措置を講じることが、令和8年10月1日から企業や事業主に義務化されます。

カスタマーハラスメントとは①顧客等の言動で②社会通念上許容される範囲を超えた言動により③労働者の就業環境が害される(精神的・身体的苦痛を与えられ、就業に支障が生じる)ものであり①～③の要素を全て満たすものをいい、理解と防止対策が課題とされています。

※厚生労働省「カスハラ対策マニュアル、リーフレット、ポスター」を参考にしてください。

暑中お見舞い申し上げます

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

